

奈良市議会業務継続計画（BCP）

令和6年6月3日 改定 （第2版）

1. 業務継続計画策定の目的

平成 23 年 3 月の東日本大震災をはじめ、地震や台風、豪雨といった大規模災害が全国各地で毎年のように発生している中、各自治体においては、被災した状況にあっても一定の業務を優先的にを行うため業務継続計画（BCP）を策定する動きが広がっており、本市においても、平成 31 年 4 月に奈良市業務継続計画が策定されたところである。

将来、南海トラフ地震や奈良盆地東縁断層帯地震といった震度 6 弱以上の地震が発生した場合、多数の死傷者や家屋の損壊、広範囲にわたる水道・電気・ガスなどのインフラの停止等、本市に甚大な被害がもたらされるおそれがある。

また、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症が日本全土において発生し、日本の社会・経済に深刻な影響を及ぼした。人と人との接触をできる限り減らすなど、あらゆる場面において従来の生活を見直し新しい生活様式を取り入れることを余儀なくされている。

本市議会としても、これら有事の際には市と連携の上、議会の機能を維持しつつ、議会に求められる役割を果たしていかなければならない。

以上のことから、本市議会は、奈良市議会業務継続計画を策定し、被害を受けた市民の声を市に届けるとともに、市が迅速かつ円滑な復旧活動に専念できるよう、災害時の議会の組織体制や行動指針を明らかにするものである。

2. 災害時の役割

（1）議会の役割

議会は、議事機関として予算や決算、条例、重要な政策や計画などについて議論し、市の団体意思を決定するとともに、市民の信託に応える役割を担っている。大規模災害が発生した場合にあっても、これらの機能を停止することなく、復旧・復興に向けて、市民の代表機関としての責務を果たさなければならない。

（2）議員の役割

議員は、議会がその機能を維持するための構成員であると同時に、大規模災害が発生した場合には、必要に応じて市と連携し、地域の一員として被災した市民の救援や災害情報の収集、被害復旧のために活動する等、非常時に即応した役割を果たさなければならない。

（3）議会事務局の役割

議会事務局は、支援本部の運営補助、議員に被災状況等の情報提供及び議会運営に関する事務を行う役割を担っている。これらの均衡を図りながら業務を進めなければならない。

3. 災害対応

（1）奈良市議会災害対策支援本部の設置

議会は、奈良市災害対策本部（以下「市対策本部」）における市の応急活動等が迅速かつ円滑に実施されるよう、議会において地域の被災情報等を収集・集約した上で、市対策本部に伝達するとともに全議員へ情報提供を行う。また、市対策本部に対し議会としての意見を伝えるとともに、市対策本部と連携して国・奈良県に対し要望等を行う。

これらの対応方針について協議を行う組織として、議長は、次に掲げる場合であって必要と認めるときは、奈良市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」）を設置する。

ア 市内で震度６強以上の地震が発生するなど市の全職員が参集して災害対応を行う場合

イ その他、業務に必要な資源（職員、施設・設備など）に被害が発生し、非常時優先業務を目標復旧時間内に再開することができない、または再開できないおそれがある場合

※おおむね奈良市業務継続計画発動基準のとおりであって、奈良市業務継続計画が発動されたときを前提とする。

（２）支援本部の組織

支援本部の組織は、次に掲げるとおりとする。

ア 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 本部長は議長をもって充て、本部の事務を統括する。

ウ 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長に代わってその職に就く。この場合、本部長となる副議長は、新たな副本部長を指名する。

エ 議長及び副議長に事故あるときは、議会運営委員長が本部長の職に就く。この場合、本部長となる議会運営委員長は、新たな副本部長を指名する。

オ 本部員は、議会運営委員長、議会運営副委員長及び各会派（交渉団体）幹事長をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

カ 各会派幹事長に事故あるときは、同会派の議員が本部員の職に就く。

キ その他必要な事項は、本部長が別に定める。

（３）支援本部の事務

支援本部の事務は、次に掲げるとおりとする。

ア 本部長は、支援本部を設置したときは、速やかに議員及び市対策本部にその旨を通知する。

イ 支援本部は、議員の安否等の確認を行う。

ウ 支援本部は、市対策本部等から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行う。

- エ 支援本部は、議員からの報告等により得た情報を市対策本部に提供するとともに、必要に応じて市対策本部と協議を行う。
- オ 支援本部は、議会機能の早期回復のため、必要な協議を行う。
- カ 支援本部は、必要に応じて国及び奈良県等への要望を行う。
- キ 本部長は、副本部長及び本部員との協議により議員の参集を求める。
- ク その他本部長が必要と認める事務を行う。

(4) 議員の対応

議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- ア 議員は、まず自身及び家族の安全を確保した後に、自らの安否、居所及び連絡先その他を(6)に記載する方法により議会事務局に報告し、支援本部からの参集指示があった場合速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておくとともに、支援本部より情報の提供を受ける。
- イ 議員は、地域活動等を通じて、被災地及び避難場所等での災害情報の入手に積極的に努め、それを支援本部に報告する。
- ウ 議員は、支援本部からの参集指示があるまでは、地域の一員として、市民の安全確保と応急対応など被災地及び避難場所等地域における諸活動に積極的に取り組むとともに、支援本部から提供された情報を必要に応じて地域住民に伝達し、市の対応状況を地域住民が把握できるよう努める。
- エ 議員は、自身若しくは家族又は家屋等に事故があって、上記の活動を行うに当たり支障があるときは、その旨を支援本部に報告の上、必要な範囲で活動するよう努める。
- オ 議員は、消防団や自主防災組織等の活動に当たっては、上記に規定する活動を最優先するとともに、本部長より支援本部への参集の求めがあったときは、できる限りこれに応じるものとする。
- カ 議員は、支援本部が設置されたときは、上記にかかわらず本部長の指示に従う。

(5) 市対策本部等との関係

市対策本部等との関係は、次に掲げるとおりとする。

- ア 議員は、市の災害対策活動に対する市対策本部等への要請等及び提言並びに災害に関する問合せについては、支援本部を通じて行うものとする。
- イ 本部長は、市対策本部との協議の上、必要に応じて奈良市議会会議規則第159条第1項に基づき全員協議会を開催する。

※議会運営委員長が本部長に就任しているときは仮議長が招集

(6) 安否確認・連絡方法

安否確認・連絡方法は、次に掲げるとおりとする。

- ア 支援本部を設置するような災害が発生した場合は、議長及び副議長は、自身や家族の安全を確保した後、自身の安否について直ちに議会事務局へ報告する。
- イ 議員は、自身や家族の安全を確保した後、自身の安否について発災後3時間以内をめどに議会事務局へ報告する。
- ウ 報告手段については、できる限りメールやSNS等を利用し複数人が確認できるよう報告を行うものとし、電話等での報告は避けるよう努める。
- エ 参集については、安全な方法が確保できた後に行う。

(7) 議会事務局の対応

議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- ア 職員は、支援本部の業務に従事する。
- イ 職員は、自身や家族の安否等を議会事務局に報告する。
- ウ 職員は、自身やその家族の被災などによる場合を除き、災害発生後、議会棟等の設備の被災状況を確認するため、速やかに登庁するよう努める。また、設備の被災状況によっては、支援本部設置代替場所を選定する。
- エ 次長は、情報連絡員（リエゾン）として市対策本部から得た情報を支援本部へ報告する。
- オ 職員は、支援本部に集まった情報の集約・発信や報道対応等を行い、支援本部の運営を補助する。

4. 発災時の対応

本BCPを適用する災害が発生した際の各段階における議会、議員及び議会事務局は、別添「災害時の時系列行動指針」に基づいて適切に対応するものとする。

5. 業務継続マネジメントの推進

本BCPについては、想定すべき災害や災害対策に係る法令等の改正などに対応するため、次に掲げる内容について検討するほか、適宜必要な見直しを行う。

- (1) 災害等により議会棟が使用できない状況を考慮し、仮の参集場所を設定
- (2) 発災時に議会が最低限機能するための備蓄物品等についての準備
- (3) 防災訓練・研修などの実施により得られた情報や課題等の反映
- (4) リモート会議の実施が可能な環境の整備

災害時の時系列行動指針

資料

	議会（支援本部）	議員	議会事務局職員
【初期】			
災害発生直後 （市BCP発動後） ↓ 3時間		・自身と家族の安否確認・安全確保 ・議会事務局に安否報告 ・地域の被災状況確認※	・自身と家族の安否確認・安全確保 ・議会棟へ参集、被災状況の確認※ ・議会事務局に安否報告
3時間 ↓ 24時間	・支援本部設置の検討 ・災害情報の収集 ・市対策本部との連携体制の確立	・地域における諸活動の実施 ・災害情報の収集	・支援本部設置場所の選定 ・議員の安否確認 ・支援本部へ参集※
24時間 ↓ 72時間	・支援本部設置の決定 ・議員の情報整理 ・市対策本部との情報共有 ・議会の対応方針について協議	・地域における諸活動の実施 ・災害情報の収集・発信 ・支援本部設置場所へ参集（構成員のみ）	・支援本部の運営補助 ・災害情報の収集・整理 ・報道対応 ・議員への情報発信
【中期】			
72時間 ↓ 1週間	・支援本部の運営 ・災害情報の整理 ・今後の議会運営について協議 ・市対策本部等の災害対応の進捗の把握	・地域における諸活動の実施 ・災害情報の収集・発信 （原則として、支援本部の決定事項に従って行動）	・支援本部の運営補助 ・災害情報の収集・整理 ・支援本部での協議内容の整理 ・放送設備の確認 ・議員への情報発信

	議会（支援本部）	議 員	議会事務局職員
【後期】			
Ⅰ週間 Ⅱ Ⅰカ月	・全員協議会の開催について協議 ・市対策本部等の災害対応の進捗の把握 ・支援本部の閉鎖時期について協議	・全員協議会への出席 ・復旧活動に関する国・県への要望活動	・支援本部の運営補助 ・議会再開に向けた準備
Ⅰカ月 Ⅱ	通 常 体 制 へ 移 行		

※夜間に災害が発生した場合にあっては、二次災害を防ぐため自身の安全確保を優先し、原則として屋外での夜間の行動は控えるものとする。